

高知大学希望創発センター運営推進委員会規則

平成 30 年 3 月 22 日
規 則 第 76 号

最終改正 令和 4 年 2 月 9 日規則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学希望創発センター（以下「センター」という。）規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、高知大学希望創発センター運営推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター規則第 5 条第 2 号に定める特任教員
- (4) 学務部長
- (5) その他センター長が必要と認めた者

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する重要な事項
- (2) 中期目標・中期計画に関する重要な事項
- (3) 希望創発教育研究システムの設計及び運営に関する重要な事項
- (4) その他センターの業務に関する重要な事項

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、学務部学務課において処理をする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月9日規則第50号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。